

「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No. 27 2009. 12. 15

【目次】

- 1 2010年度研究会 企画の趣旨 鈴木 賢
 - 2 自著紹介 鮎京正訓編著『アジア法ガイドブック』 鮎京 正訓
 - 3 研究会紹介 中国とロシアの司法と市民参加 飯 考行
 - 4 事務局からの連絡
(1)会費の納入 (2)運営委員選挙 (3)会員向け名簿の作成
(4)会誌『社会体制と法』第10号
-

1 2010年度研究会

来年度の比較法学会は、2010年6月5日と6日に愛媛大学で開催されます。
「社会体制と法」研究会は、例年通り、その前日に開催されます。

日時 2010年6月4日(金) 午後1時 事務総会、午後1時30分 研究会
場所 愛媛大学
テーマ 体制変動と労働組合のダイナミズム

企画の趣旨

鈴木 賢 (企画委員)
北海道大学大学院法学研究科教授

2010年の研究集会では、社会体制の変動のなかで労働組合がいかなる位置を占め、いかなる役割を果たしているか、また逆に社会体制の変動が労働組合にいかなるインパクトを与えているかを4つの国を取り上げて比較検討することとした。

労働組合の問題がもっとも体制選択と直結した形で現れたのは、自主管理労組と呼ばれた「連帯」の運動がついに体制崩壊を導いたポーランドであろう。改めてポーランドの社会主義体制がなぜ「連帯」を生み、それが体制崩壊をいかに準備し、体制崩壊後は労組がどうなっているのかについて整理しておきたい。こうしたポーランドの経験は現存している社会主義国に大きな「教訓」を残すこととなった。すなわち、社会主義の政治体制を維持しつつ、経済システムの市場化を進める中国やベトナムでは、労組問題が体制の維持とダイレクトに関連するデリケートな論点として明確に意識される結果とな

っている。第2組合の登場を避けつつ、いかに真に労働者の利害を代表する労組にするかが、ぎりぎりのところで目指されているように思われる。また、体制崩壊と直接はかわらなかつたロシアでは、体制の崩壊前後で労組にいかなる変容が生じたのかにも興味をそそられる。

このように労働組合問題はまさに政治システムの多元化、民主化と経済の市場化の間において、両者をつなぐ役割を担っているように思われる。組合の法的な位置づけという問題をコアにしながらも、それに必ずしも拘らない形で体制転換と労組の相互関係を広い視野から比較検討することを目指している。具体的には、以下の方々にご報告をお願いした。

ポーランド	小森田秋夫・東京大学社会科学研究所教授
ロシア	武井寛・國學院大学法学部教授
中国	石井知章・明治大学商学部准教授
ベトナム	斉藤善久・神戸大学大学院国際協力研究科准教授

報告者のうち、石井知章氏と斉藤善久氏は会員ではないが、いずれも長年、それぞれの国の労働組合について研究されてこられた専門家である。このテーマの報告者にふさわしいと考えて、報告を依頼し、お引き受けいただいた。お二人には、このテーマに関連する以下の著書があるので、ご参照いただきたい。

石井知章『中国社会主義国家と労働組合』御茶の水書房、2007年

斉藤善久『ベトナムの労働法と労働組合』明石書店、2007年

2 自編著紹介

『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会）

鮎京 正訓

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の研究者そして全国のアジア諸国法研究者の協力を得て、ようやく、『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会）を出版することができました。

CALEの主要な任務は、アジアの法情報の収集と研究、そして法整備支援の実施と研究、ですが、アジア諸国に対する法整備支援を効果的に行うためには、アジア諸国法研究を充分に行うことが不可欠です。

しかし、アジア諸国法研究を本格的に行うためには、現地語の習得をはじめ、多くの困難がともないます。日本では、これまで、中国法研究は、アジア諸国法研究のトップランナーとして多くの学問的成果を生み出してきましたが、それ以外の諸国では、たとえば、インド法研究が一定の研究蓄積はあるものの、多くの場合、空白もしくは一人か

数人の研究者が取り組むという状況でした。

私が大学院生の時代、社会主義法研究会で、中国法の針生誠吉先生から、「近年、アジアの社会主義法研究において、朝鮮法の大内憲昭君、ベトナム法の鮎京君があらわれてきて、アジアの社会主義法研究も多彩になってきた」という指摘をされたことがありましたが、それから約 30 年の歳月を経た現在、アジア諸国法研究に取り組む若い世代はずいぶんと多くなり、本当に隔世の感があります。

2009 年度の「学界回顧」（法律時報）の「アジア法」を担当した鈴木賢先生は、「今やアジア法研究は法整備支援といかに向き合うかを鋭く問われる事態に立ち至って」いることを指摘され、また、私どもの書物にも言及され、「執筆陣は名古屋大学で養成された若手の研究者を中心としており、名古屋大学が今や日本におけるアジア法研究のセンターになりつつあることを強く印象づける」とのべていただきました。アジア諸国法研究を専門とする若い世代を取りまく研究環境は必ずしもまだ不十分ですが、気概をもって研究に取り組んでいる本書の執筆者をはじめとする若い世代に、日々大いに勇気づけられています。

さて、编者として本書にかかわって、あらためて強く感じたことは、アジア諸国には多くの国があり、各々の国が独自の歴史と文化をもち、多様な法状況にある、というごくあたり前のことでした。しかし、そうであるがゆえに、アジア諸国の法を各々の国に即して丁寧に研究していくことは、魅力的なことであるし、意味がある、と考えています。

本書で取り上げられなかったアジア諸国もまだ相当数ありますが、いつの日か、アジアの全ての国を網羅した、より本格的な『アジア法ガイドブック』を作ることができたらと、夢見ています。

本書は、法ばかりではなく、その国の歴史と文化を知る読み物としても、とてもおもしろい内容をもっていますので是非読んでみて下さい。

目次と執筆者を紹介しておきます。

序章 アジア法への招待（鮎京）、第 1 章 中国（宇田川幸則）、第 2 章 韓国（尹龍澤）、第 3 章 台湾（簡玉聰）、第 4 章 モンゴル（中村真咲）、第 5 章 インドネシア（島田弦）、第 6 章 ベトナム（鮎京）、第 7 章 カンボジア（四本健二）、第 8 章 タイ（西澤希久男）、第 9 章 マレーシア（桑原尚子）、第 10 章 ラオス（瀬戸裕之）、第 11 章 ミャンマー（牧野絵美）、第 12 章 インド（浅野宜之）、第 13 章 パキスタン（浅野宜之）、第 14 章 バングラデシュ（佐藤創）、附録 社会主義法（鮎京）、イスラーム法（島田弦、桑原尚子）、法情報へのアクセス国内編（傘谷祐之）、法情報へのアクセス海外編（砂原美佳）。

[名古屋大学出版会、433 頁、3,800 円+税]

3 研究会の紹介

中国とロシアの司法と市民参加に関する講演企画の概要報告

飯 考行

弘前大学人文学部准教授

裁判員制度施行記念企画として、「裁判員制度と世界の司法動向ー市民の司法参加の意義を考えるー」という題目で、5週連続の公開連続講演会・シンポジウムを、2009年10月から11月にかけての土曜日に弘前大学人文学部で開催した。利谷信義、戒能道厚、丸田隆、四宮啓といった著名な研究者、実務家や、全国3例目・青森県1例目の裁判員裁判で裁判員を経験した渋谷友光氏にご参加いただき、日本を含む諸外国の市民の司法参加の概要と意義を歴史的、比較的に検討する、弘前はもとよりおそらく全国でも貴重な機会となった。

第4回(10月31日)は「中国とロシアの司法と市民参加」のテーマで、小嶋明美、鈴木賢、小森田秋夫の3氏にご報告いただいた。小嶋明美「現代中国の民事裁判」は、「中国の民事裁判は、民意が反映される仕組みになっているか。裁判、司法に対する国民の理解、信頼が得られる仕組みになっているか」を中心とする内容であった。中国の現代史、実地調査での見聞や、日本の民事訴訟手続との比較を交えた、パワーポイントによる整理された報告で、専門的でありながら初学者にも分かりやすく、来場者(60名余り)のほとんどは学生と一般市民だったため、企画者にとってありがたいイントロダクションとなった。

鈴木賢会員には、半ば無理にお願いして、「中国の人民参審員制度」の題目でご報告いただいた。というのも、近隣国の中国に「市民の司法参加」があること自体の認知度が低いうえ、その実情は少なくとも日本でほとんど紹介されていないためである。鈴木報告では、「中国の人民参審員制度はどこからどこへたどり着き、どこへ行こうとしているのか」をテーマに、人民参審員制度の沿革、2005年の改革、改革後の実施状況と、制度をめぐる議論が論じられた。実施状況では、現地の法社会学的研究の成果に触れて、部分的ながら、地域・裁判所ごとの人民参審員の人数、学歴、職業構成、対象事件数が示された。改革後に人民参審員が関与する割合が事件数の多い都市部でとりわけ増加し、短大卒以上の学歴を持つ参審員が多く、裁判所の「低廉な労働力」として期待されているという分析は、聴講者にとって思いもよらないものであったに違いない。個人的には、そうした実態研究が中国で実施されており、そのうえ結果が公表されていること自体に大きな驚きを覚えた。

最後は、「ロシアの陪審制度」に関する小森田会員の報告であった。米露の映画「12人の怒れる男」のエピソードを枕に、ロシアで復活した陪審制の特色とその施行状況が、具体的な裁判事例とチェチェン紛争などの国内事情を交えて語られた。一口に「陪審制」とはいえ制度と運用の詳細は国により異なることがあらためて分かったほか、政治的事件でも証拠が不十分であれば無罪評決を躊躇しない陪審のコントロールしにくさ(治安関係者の見地)や、死刑の手続的保障としての陪審裁判を受ける権利(被告人の見地)

に関する指摘は、今回の企画で念頭においた「市民の司法参加の意義は何か」を考える際に傾聴すべき内容を含んでいた。聴講者から質問のあった「市民の司法参加にふさわしい事件は何か」も、その意義に関わる問題であろう（後日、小森田会員より詳細な回答を頂戴した）。

中国とロシアの司法は、言語の問題もあり、一般に縁遠いものと思われがちであるが、第4回の各報告は、両国の司法動向の一端に触れるとともに、市民の司法参加の意義を国際的な視点から再考するうえで、有益であったと思われる。また、こうしたテーマを公開講演会という形式で行うことは珍しかったのではなかろうか。聴講者の反応はおおむね好評であり、本研究会でも市民向け講座を企画されると良いかもしれない。「分かりやすくかつ専門的な内容に」という当方の注文に快く応じていただき、ご多忙の中お運びいただいた報告者各位にあらためてお礼申し上げます。なお、今回の連続企画の様子は2010年度内に弘前大学出版会より出版予定であり、詳細はそちらをご参照いただければ幸いです。

4 事務局からの連絡

(1)会費の納入

2009年度までの会費を請求しています。今回は、封筒の中身と封筒の宛名シールの2通りの方法で、未納状況をお知らせしています。

封筒の中身について

振込用紙も請求書も入っていない会員

2009年度まで納入済ですので、今回の請求はありません。

振込用紙だけ入っているが、請求書が入っていない会員

2009年度分のみ未納ですので、4500円をお振り込み願います。

振込用紙も請求書も入っている会員

2008年度以前にも未納分がありますので、請求書記載の未納分をお振り込み願います。

封筒の宛名シールの下の数字について

数字は西暦2000年代の下2桁を表しています（09＝2009年）。記載の年度が未納です。0が記載されている会員は、未納分はありません。

次回から、請求書を廃止し、封筒シールだけで請求する予定ですので、今後は開封後も封筒をすぐに捨てないよう、ご注意願います。

なお、規約第5条第2項では、「会費を滞納した者は、運営委員会において、退会したものとみなすことができる」となっており、運営委員会では、滞納期間を5年としています。該当者は、次の運営委員会（2010年6月4日）で退会処分とせざるを得なくなりますので、この機会にぜひとも納入してくださいませよう、お願い申し上げます。

(2)運営委員選挙

現在の運営委員の任期は、来年の6月の総会前までです。運営委員選挙規程により、選挙は運営委員会の任期満了の2ヶ月前までに行なわなければなりません。また、同規程により、選挙管理委員は、運営委員長の委嘱により、3名の会員をもってあてることとなります。また、公示の時点で3年以上会費未納の者は、選挙権・被選挙権を有しないこととなります。

3月の末から4月の初めにかけて、選挙管理委員会から、選挙関連の文書が届くと思います。ただし、3年以上会費未納の方には、何も届きませんので、該当する方は、会費の納入をお早めにお済ませください。

(3)会員名簿の作成

名簿の作成に時間を要している間に、所属や肩書きが変わられた会員がいらっしゃるかもしれません。ご面倒ですが、事務局までお知らせくださいますよう、お願い申し上げます。

今回も、会員向け名簿の作成にまだ返信をいただいている会員だけに、資料を同封しています。事務局で住所等の個人情報を把握している場合でも、それらを名簿に掲載するかどうかをご本人に判断していただかなければなりませんので、ぜひご協力をお願いします。資料が同封されていない会員は、情報を受け取り済です。

(4)会誌『社会体制と法』第10号

6月に刊行された、第10号の目次を紹介します。

特集：グローバリゼーションと経済法制改革

松嶋 希会 グローバリゼーションと経済法改革

——経済体制移行国の倒産法について——

中村 真咲 モンゴル土地法における牧地保有権の展開

崔 光日 中国労働契約法制定の経緯と意義

伊藤 知義 グローバリゼーションとウズベキスタン、モンゴル、中国の経済法制
改革——報告へのコメント——

斉藤 善久 ベトナムに見る労働市場のグローバル化と関係法制の現状

論文

遠藤 克己 ロシアにおけるアソシエーション——社会団体法を中心に——

廣江 倫子 香港基本法第23条立法化における外国政治団体との関係樹立の禁止
——香港特別行政区基本法第23条の実施に関する諮問文書
および国家安全条例草案の検討を中心に——

書評

塩川 伸明 藤田「社会主義史」論との対話

——藤田勇『自由・民主主義と社会主義1917-1991』を読む

篠田 優 小森田秋夫『体制転換と法 ポーランドの道の検証』（有信堂、2008年）

廣江 倫子 坂口一成氏の書評に接して

【あとがき】

今号では、まず、来年の研究会の企画の趣旨を掲載しました。企画委員の鈴木会員には、多方面から迫りくる原稿催促の嵐の中、当研究会の原稿を寄せていただきました。「労働者の祖国」と称していた社会主義国では、労働組合は資本主義国と異なった機能を果たしていました。これが、体制転換や体制変動で、どのように変わったのかは興味深い問題です。暖かいというよりはすでに暑くなっているかもしれない愛媛で、ホットな議論が展開されることを期待しています。

次に、鮎京会員に、自著を紹介していただきました。今回は、本が出たばかりで、どなたかに書評を依頼するのは無理かと思い、自著紹介という形をとらせていただきました。執筆者には、当研究会の会員が少なからず含まれています。これで、アジア法の世界は、若い学生をアジア法の世界に誘う、魅力的な武器を手に入れたこととなります。

そして、飯会員には、ご自身が主催された研究会について紹介していただきました。ことの発端は、夏頃に、飯会員から、この研究会の案内を次号の事務局ニュース（つまりこの号）に載せてもらえないかという依頼があったことです。しかし、研究会は10月末で、ニュースは12月発行予定でしたので、ご期待に添えないとお断りせざるを得ませんでした。実は、私はこの研究会のことをこの時初めて知ったのですが、「転んでもタダで起きるな」と言われて育った私としては、逆に飯会員にこの研究会の様子を事後報告してもらおうと思いついた次第です。飯会員には、「飛んで火にいる夏の虫」ということになってしまいました。

さて、まもなく2009年も暮れようとしています。今年の重大ニュースの一つは、間違いなく「政権交替」でしょう。社会主義国の一党独裁制とも、英米の二大政党制とも異なり、日本はインドとともに一党優位制と呼ばれてきました。それもついに歴史的に過去のこととなりました。一党優位制と言えば、ロシアがその道を進んでいるかのようです。一方、今の中国で政権交替は原理的に起こりませんが、指導者交替は着々と進められているようです。当研究会も、まもなく政権交替が行なわれます。

「社会体制と法」研究会事務局

〒090-8507 北海道北見市公園町165
北見工業大学共通講座 阿曾研究室気付